

豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例(仮称)  
の考え方についての意見募集結果

1. パブリックコメントの概要

- (1)意見募集期間 平成30年12月18日(火)～平成31年1月16日(水)  
(2)意見提出者数 個人 1人  
(3)意見件数 2件(持参2件)

2. 意見の概要と豊橋市の考え方

寄せられた意見の概要及び意見に対する豊橋市の考え方は次のとおりです。

意見の概要	意見に対する豊橋市の見解
○以下に示す交通ルールを無視した自転車利用者について正すようにしてほしい。 ・歩道でスピードを出して走る自転車がいる。 ・並列で走る自転車がいる。 ・イヤホン着用やスマホ操作、タバコを吸いながら走る自転車がいる。 ・夜間、無灯火で走る自転車がいる。	道路交通法などの法令で規定しているものについては、原則本条例では規定しないものとします。しかし、特に遵守を訴えていきたいものについては、規定していきます。
○以下の条件下における自転車ヘルメットの着用について、配慮してほしい。 ・高齢者 ・ヘルメットを着用することにより、補聴器が故障する恐れがあるとき	自転車利用者の死亡原因は頭部損傷によるものが多く、自動車と比べ事故になった場合に重症化する恐れが高いことから、すべての自転車利用者に着用していただくよう努力義務として規定していきます。